

会津藩における騎馬の士の確保施策の推移

久保田, 正志

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

76

(開始ページ / Start Page)

134

(終了ページ / End Page)

121

(発行年 / Year)

2016-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012809>

会津藩における騎馬の士の確保施策の推移

人文科学研究科 日本史学専攻

博士後期課程三年 久保田 正志

はじめに

江戸時代の大名以下が負担する軍役においては、馬上の士（以下、本稿では史料によるもの以外は「騎馬の士」と記載。）が要求された。

江戸幕府が慶長二十年（一六一五）四月に発出した軍役では、大名には石高一万石につき「馬上」一四人が求められていた。^①

また、寛永十年に発出された日光社参に係わる軍役（以下「寛永令」という。）では、例えば十万石の大名には一七〇人の「馬上」を求めている。^②

このような軍役を満たすため、各大名家は騎馬の士を確保する必要性が生じた。そして、近世の軍役において乗馬や武器は原則自弁であったから、家中の騎馬の士には役馬（軍役に用いる家臣所有の馬をいう。以下、本稿では騎馬の士の乗馬を「役馬」という。）を保有する義務が生じた。

しかし、時代が下り戦乱が遠のくにつれ、家中の騎馬の士が規定通りに役馬を保有しているか大名家側が検査する必要性が生じた。この検査の手法の一つに「役馬改」があった。役馬改は、盛岡藩南部家、仙台藩伊達家、新発田藩溝口家、鶴岡藩酒井家において行われたことが史料から確認でき、これについては既に拙稿で検討したところである。^③

また、役馬の確保については、各藩において様々な施策が行われたことが確

認でき、家中の騎馬の士への飼料（馬扶持）の給付を中心に、荒島智子氏が岡山藩池田家における騎馬の士の確保の施策について論じている。^④本稿では、主に会津藩松平（保科）家（以下「会津藩」という。）について、編纂物ではあるが同藩の基礎的な史料である『会津藩家世実紀』（以下、「家世実紀」と略し、特別な註を付けない限り「〇年〇月〇日条」とあるのは同史料による。）^⑤の記録がある期間である初代保科正之（寛永二十年（一六四三）から五代松平容頌^{かたのぶ}期の文化三年（一八〇五）までの約一六〇年間について、おおむね藩主の代替わりごとに、同藩における騎馬の士の確保施策の在り方・運用とその移り変わりを分析し、同藩の軍役への対応状況を概観する。これにより、前稿に続いて大名家の軍役についての考え方を考察する布石としたい。

一 会津藩初期の騎馬の士の確保施策（寛永二十年～天和元年）

会津藩は寛永二十年に会津若松城二万石の大名として成立した。初代藩主の保科（松平）正之（寛文九年（一六六九）十二月まで在位）は、寛永八年に信濃高遠三万石から、同十三年に出羽山形二〇万石と増封の上での移封を繰り返しており、これに伴い家臣団も急激に膨張した。特に、山形への移封に際しては前領主鳥居家の遺臣を、会津への移封に際しては前領主加藤家の遺臣をそ

れぞれ多く召し抱えたため、家臣団の統一性の確保にも苦勞があったと思われる。

寛永二十年（一六四三）移封直後の会津藩の家臣構成は、石高別に、四千石一人、二千石台四人、千石台一〇人、五百石以上千石以下四七人、四百石以上一九人、三百五十石以上四二二人、三百石以上三三八人、二百五十石以上七八八、二百石以上七八八、百八十石以上一人、百五十石以上六二二人、百石以上三三三人、五十石以上三二人、五十石以下一人の計四二七人であった。^⑥寛永令に基づけば会津藩には三七五騎程度の騎馬の士の提供義務があったと考えられるが、千石以上の士の若干の陪臣の騎馬を加えれば、百五十石以上の家臣全員に役馬所持義務を課すことで、一応、軍役規定は満たせる状態であった。もともと、慶安四年（一六五二）の軍役帳では総騎馬は三四八騎であり、寛永令の基準を若干下回る。なお、保科家の会津入封時点で地方知行は全廃されている。^⑦

寛文四年（一六六四）五月二十日条の同藩の軍役改定に係る記事からみると、去年ヨリ佐藤勘十郎相任、慶安四年之御軍役被相改、

百石上下五人馬一疋 鏝一本其内貸人中間二人馬ハ貸馬、但馬取御貸人之内
外夫二人小荷駄一疋 渡之以下同断、

百五十石上下五人馬一疋 鏝一本其内貸人一人馬者貸馬、外夫二人小荷駄一疋、

二百石 上下六人馬一疋 鏝一本其内貸人中間一人外夫二人小荷駄一疋、
(以下略)

とあり、石高二百石未満の士は、騎馬については貸馬で対応するとし、役馬の所持義務がなかったと理解される。^⑧役馬所持義務が二百石以上の士についてとすると、寛永二十年の家臣構成では二百石以上の士は三一七人で寛永令の基準を二割弱下回る。

翌寛文五年の家臣構成を同年十二月二十九日条からみると、この年の家来の

人数を合計三〇八九人とした上で、家臣構成については、四千石二人、三千石一人、二千石一人、千五百石三人、千二百石三人、千石九人、八百五十石一人、八百石八人、七百石六人、六百石一人、五百五十石三人、五百石二三人、四百五十石三人、四百石二十九人、三百五十石二十九人、三百石六八人、二百五十石六九人、二百三十石一人、二百石七十七人、百八十石一人、百五十石九〇人、百三十石一人、百石一三〇人、七十五石一人、七十石一人、五十石一三人、四十石三人で合計五八九人、石高合計一六万九千五百五〇五石となっている。^⑩二百石以上の家臣が役馬所持義務を果たしても三四六騎で、千五百石以上の家臣が寛文二年四月七日条にある軍役規定に従い陪臣の騎馬を一、二騎建てても寛永令の基準をやや下回っていたと思われる。「貸馬」の必要性が理解される。

ただ、寛文四年五月二十日条に示された改定された軍役による総騎馬数は四二六騎で、うち四千石から百五十石までの騎馬が四〇〇騎で、百石の騎馬が二六騎あり、百五十石以下は貸馬としていことから、二百石未満の士でも五〇人程度は騎馬を建てていたと見られる。

役馬所持義務のない士が貸馬ではなく本人所有の馬で騎馬の役を果たしたものは同藩に「馬扶持」を支給する制度があったからと考えられる。

慶安二年（一六四九）十二月十三日条においては、組付の士について、

馬扶持大豆、二百五十石へ一日二升宛、二百・百五十石へ二升五合宛被下之、
猪苗代士馬所持候ハ、猪苗代御城代杉浦藤八郎馬を改、当分可用立二候
ハ、扶持大豆可相渡旨被仰出之、^⑪

とあり、石高の低い騎馬の士に対しては馬の飼料（大豆）を現物支給して補助していた（支城である猪苗代城に付随する士については、城代が支給の可否を判断していた）。

ちなみに、馬の一日宛の飼料としては、天長十年（八三三）に淳和天皇の治下で撰集された『令義解卷八 厩牧』は、細（上馬）には一日に粟一升、稻（半

糠)三升、豆二升を与えるとする¹⁴。また、参謀本部編『朝鮮役』所収の慶長二年(一五九七)八月の事例では、馬一頭一日当たりの飼料として、大豆四升、稗三升、糠一斗六升(一升六合の誤記と思われる)、藁二〇束としている¹⁵。会津藩の馬扶持は、馬の毎日の飼料の全てを満たす量ではないが、その何割かを満たし得るものであった。

会津藩の騎馬の士の確保施策の中で特徴的なのは、その家臣団が藩成立の経緯から寄り合い所帯であり、それ故、家臣の武芸の技能については初歩的な部分から把握を要したとみられることがある。

例えば、会津移封から二年後の正保二年(一六四五)四月八日条に「御家中之諸士、武具・馬具・小道具等迄兼而致所持居候様被仰出¹⁶」とあり、八人の組頭において組士が武具・馬具以下を油断無く取り揃えるよう監督することを求めている。同様の仰出は、慶安二年(一六四九)三月二十日条にもあり¹⁸、藩政初期においては、寄せ集めの家臣団ということもあって、その装備にも注意を払っていたようである。

このようなこともあってか、会津藩では役馬の所持だけでなく、家臣の乗馬技能そのものにも注意を向けたようで、同年十二月十三日付で、組頭が年二一回、組士の「自身乗馬」を査閲するよう指示を出している。

組頭共、年中兩度宛何れ之馬場二而も最寄次第罷出、組士之馬五疋七疋程も自身ニ為乗可致一覽候、老若病者之儀格別ニ候得共、壯年之輩者常々自身乗馬相嗜候様被仰出之¹⁹

すなわち、藩当局は組頭に対して組士の自身乗りについて、年に二回、五騎あるいは七騎といった少人数グループで査閲することを求め、また、壯年の組士については日常の乗馬訓練を求めている。

また、藩士の乗馬技能の査閲を江戸表でも実施していたことは、延宝五年(一六七七)二月十一日条に「今日、殿様(保科正経)江戸詰交代之面々馬持候者

共自身乗被仰付、八過於御庭御馬場、北原采女(以下人名・後略)²⁰。なお、引用文中の()内は筆者の補註である。以下同じ。』

と二月十一日と三月十一日において計三二人について、二代目藩主保科正経(天和元年(一六八二)まで在位)が自ら査閲していたことから分かる。

以上、初代藩主保科正之・二代正経期の騎馬の士の状況を述べた。

前稿で主に取り上げた盛岡藩と比較すると、役馬所持義務は二百石以上の士からで、盛岡藩の百石以上と比べて緩和されている。その一方、藩士の乗馬技能の把握が必要とされ、藩成立当初から乗馬技能のチェックが日常的に行われていたことが分かる。盛岡藩については、享保十一年(一七二六)以降、何回か「自身乗上覧」といった形式で藩士の乗馬技能を査閲したことが判明しているが、会津藩ではその約七〇年前から同種の査閲が行われていた。

二 乗馬所持義務の緩和とその限界(天和元年〜享保十六年)

会津藩では、天和元年(一六八一)に三代目藩主となった松平正容の時代²¹に役馬所持義務のある士の石高を二百石以上から三百石以上に引き上げた。

すなわち、元禄九年(一六九六)十一月二十四日条に「三百石以上之者ハ、馬可致所持旨被仰出」とあり、その内容は

先年儉約被仰出候節、御家中之諸士人馬減少不苦旨被仰出、馬持候義御用捨被遊候へ共、畢竟知行高之者馬持候義、諸士之当務ニ候、其上御奉公道ニも成儀ニ候間、向後御近習外様共ニ、三百石以上之者ハ馬可持之候、其以下扶持馬所持之者共ニ、能馬持候而専武用之重宝ニ可仕処、左なくして馬口郎(馬喰)かましく、商売之ためニ仕候ハ、為士者ニ不似合風俗ニ而可有之候条、其覚悟專一ニ可仕之旨被仰出之²²

というものであった。すなわち、同年以前に出された儉約令に基づき、知行

三百石未満の士については、馬扶持を支給することで役馬を所持させていたと捉えられる（なお、「近習」とは文官、「外様」とは武官を指す）。

ちなみに、元禄九年（一六九六）より九年前の貞享四年（一六八七）四月十日に、藩主正容が京都に行くため江戸を発駕する際の状況を見ると、お供のうち、三百石の者八人中二人に貸馬、一人しかいない二百石（これが乗馬の中では最低の石高）の士も貸馬であり、役馬の所持義務の免除が元禄九年の相当前から行われていたことが推測できる。盛岡藩では、役馬所持義務の緩和が元禄八年以来の凶作を理由に元禄十五年に行われているが、会津藩の所持義務の緩和はそれより早かった。

実際、その前年の貞享三年十一月二十九日付で「御馬之儀、御家中之面々へ貸乗七候義御停止被仰付候得共、乗形為稽古候間、望之者共へハ貸為乗候様被仰出之」とし、家中に対しては以前から原則馬を貸さず、乗馬の稽古の場合には馬を貸すとしている。ここからは、家中の役馬の減少と諸士の乗馬技能の維持のための施策が必要となったことが窺われ、元禄九年の役馬所持義務緩和の一〇年以上前からの家中の役馬所持の減少が推測できる。

会津藩は、このように役馬所持義務を緩和したが、『家世実紀』によると同藩の元禄十六年の家臣の構成は、三百石以上が一七二人、二百石以上三百石未満が一三二人となっている。前述した寛文五年（一六六五）の構成と比べると、三百石未満には馬の所持を義務化していないため、陪臣を勘定に入れない場合、自己所有の役馬による騎馬の士は寛永令に基づく会津藩の軍役数三七五騎程度に対して三分の一度に止まる。幕府軍役に定める騎馬の士の所定数を満たすためには、貸馬あるいは馬扶持の給付による騎馬の士の支援が必須であった。

なお、元禄九年十一月二十四日条からは、役馬以外の馬を保持して「馬口郎（馬喰）」がましく売買する者がいたことも判明する。裕福な士分が乗馬の売買でさやを稼いでおり、これにより経済的に恵まれない士の役馬購入が困難になるこ

とを懸念しての措置であるが、藩内で馬を持つ者、持たない者の格差が生じてきたことが窺われる。

このような状況下、宝永四年（一七〇七）、藩主正容に書付が提出された。その中では「当時馬持候者至而少く、武備怠候体ニ相見候間、自身乗可被成御覧由被仰出候ハ、求候者も可有之候」と役馬の所持者が少なくなってきたことを申し上げる一条があり、「自身乗」を御覧することで役馬を持つ者が増えるであろうことを期待していた。

この書状は吟味のために家老に渡され、これに対して家老が各条に附札をして正容に提出したところ、さらに同年六月四日に正容より書付が家老に下り、これについて家老以下が銘々附札をして意見を出した。

ここでは、馬の件については

一馬持候義ハ、時節被御覧合、馬持候恰好之者江ハ馬持候様ニと、従上被仰出可然奉存候、増米御借上ケ被成候節、五百石者三百石、三百石去取者式百石取恰好ニ、人高減少可仕由被仰出たる儀ニ候得者、先此節者御延引可然候、御在邑之内自身乗被遊御覧候義ハ、不限此度御慰ニも可罷成候間、自身乗被遊御覧可然旨

と自身乗御覧の必要性は認めているが、「御慰ニも可罷」と家臣の武備の査閲からはやや逸脱した見解が述べられている。

そして、管見の限りでは、この提出された書付に対応するような自身乗の御覧は行われていない。

この後、正徳二年（一七一二）六月五日条では、①三百石以上の士の役馬所持義務の確認、②番頭が毎年組士の馬を見ることの確認、③石高の低い者についても役馬を所持することの推奨、④物頭が役馬を所持することの確認、がなされている。

さらに同年十月十三日条では、

諸士馬持候儀先達而被仰付候、年月を経候ハ、又候可弛も難計候間、大御目付任之相改馬之増減、諸月番差出候書付大御目付ニ相渡、御家老共へ相達可達御聞旨被仰出之⁽³¹⁾

と、役馬の状況の確認を命じたことが記され、享保五年（一七二〇）三月五日条においても①三百石以上の士の役馬所持、②物頭が役馬を所持すること、が命ぜられたことが記されている⁽³²⁾。

しかし、享保十二年七月十一日条では、

近頃御家中馬数致不足候由相聞候二付、御家老共談之上騎馬之面々困窮ニ付、年数を限り馬建候義、御用捨之願申出被任願候上ハ、格別之義心ニ叶候馬無之由ニ而、馬不致所持罷在候段、暫之間ハ左も可有之候得共、永く其通ニ而罷在候段、風俗ニ懸り不当義ニ候、小荷駄ニ歳駒之内を取建置、其馬心ニ不叶候ハ、追而建替候とも心ニ不叶ニ而、永く馬を不建不罷在様可致旨、騎馬之面々へ申渡之⁽³³⁾

と、困窮を原因として役馬の所持を免除された者がそのまま長期に亘って役馬を所持しない状況にあることがないよう命じたことを伝える。ただ、「小荷駄ニ歳駒之内を取建置」とあるように、乗馬用ではない駄馬や役馬として適さないとされる二歳駒でも取りあえず取り置くことを求めており、藩当局として員数合わせを是認していたとも捉えられる。正容期の後期においては、緩和された役馬の所持義務の遵守すら困難化していたのである。

そして、本来、役馬を所持して乗馬していた筈のクラスの士の馬の所持と平行するように、家中の乗馬技能の低下、あるいは乗馬を回避する動きが見られるようになっていた。すなわち、正徳三年（一七三三）二月五日条には、

諸代官郷村へ罷出候節、大方箒ニ而罷出候儀被聞召如何候間、如前々馬ニ而可罷越旨被仰出、近年者諸代官郷村へ罷出候節、箒ニ乗候様被聞召、前々者御代官共馬ニ而出候処、近来病氣を申立箒ニ成候由、如此ニ而者後々

残箒ニ可乗と風俗不宜被思召候、（後略）⁽³⁵⁾

と、代官が乗馬でなく駕籠で郷村に出向いており、これが風儀の上から如何かと問題視している⁽³⁶⁾。

享保三年八月十一日条では、「人馬応分限可用立品を可相嗜」として、その第七条目で、

御番ニ罷出候節、近く候共子細なくして歩行ニ而出間敷、且又五十以上之者可成程馬上ニ而可相勤旨⁽³⁷⁾

と、馬に乗って奉公すべき事を命じ、また、享保七年九月二十一日条では、知行三百石の御刀番篠田巨理が「内証困窮ニ付、勤番之節人馬減少之儀願出」たところ、「禄高之儀ニ候得は馬之儀ハ難被成御用捨旨被仰出之」と、お供の減少は認めたのに対し、馬の省略は認めなかったことを記す。なお、同様の事例として、元文二年（一七三七）十二月二十七日条で、馬を建てる義務を負う三百石以上の「高知之諸士及困窮候者」が「人馬減少之儀願出」たところ、召し使者の減少は認められたものの「馬之義ハ難相成」としたものがあ⁽³⁸⁾り、藩当局は一貫して知行三百石以上の士については乗馬を義務化し、「武威」を保とうとしていたことが窺われる。

ただ、享保十四年六月二十日条には、「御家中御役馬并扶持馬所持之面々自身乗、加判之者共可及一覽候、但御近習者大目付以上、外様者御旗奉行以上自身乗不及候、父子とも病氣之者者、本復次第追而見可申、尤自身乗之節馬具鹿相成を用候様可心得候（後略）⁽⁴⁰⁾」とある。

ここでは、役馬・扶持馬の自身乗を「加判の者」が検分するが、その対象としては近習については大目付以上、外様については御旗奉行以上は除外しており、高位者が弛緩していたのか、あるいは低位者の乗馬技能が低下しているとの懸念があつて重点的に査閲する必要性があつたのか、何らかの事情があつたと推測される。

三 役馬所持義務の大幅な緩和と馬扶持問題(享保十六年～天明二年)

享保十六年に三代藩主松平正容が死去し、八男の容貞が四代藩主として家督を継いだ(寛延三年(一七五〇)まで在位)。

容貞期においては藩財政悪化につき、早くも享保十八年(一七三三)七月九日条に「御内証御手支二付、御家中一統百五十石以上ハ百石二付三拾石、百石以下御切符御扶持類迄百石二付式拾石之積を以、御借知被仰出」との決定が記されている。その中で、役馬所持の問題については「其二、残知三百石ニ不満者ハ、於会津馬建候義御用捨被成候、其内馬持候者江ハ馬扶持可被下候、其三、馬御用捨之者共勤番之節ハ、於江戸御貸人馬可被設置候」とある。すなわち、借り上げにより基準石高を満たさなくなった者で役馬を所持するものに対しては馬扶持を渡すとし、馬を飼わなくても良くなった者が江戸で勤番する場合は現地で馬を貸すとしている。(以下、会津藩での馬扶持・馬建金を巡る状況は表に概略を記載)

この施策は、盛岡藩が享保四年に「四ヶ一借上」を行った際に役馬所持義務を免除した事例と類似している。すなわち、同藩では三百石以上の士について役馬所持義務を課していたところ、知行の四分の一の借り上げに伴い、借り上げ後の残高で三百石以上の士にのみ役馬所持義務を課すると改めており、軍役義務と知行と間の強い牽連関係が指摘できた。

会津藩が、知行の借り上げの結果、基準石高以下となった士分への役馬所持義務の免除あるいは馬扶持の支給を行ったことから、知行はそもそも軍役への対価であることを明白に示すものと評価できる。

寛延三年に松平容頌(在位・文化二年(一八〇五)まで)が五代藩主となつて七年後の宝暦七年(一七五七)、会津藩ではまたも「御内証御差支二付、御

家中之面々割合を以再御借知被仰付」があり、期限を明示せずに「御借上割合、百五十石以上百石二付四十石積り、百石は三十石積り」とした上で、

残知三百石ニ不満者ハ、於会津馬建候ニ不及、其内馬持候者ハ馬扶持可被下旨、且此面々ハ勤番之節在府中計自分馬建候様可致、其費補当秋勤番之節ハ一陣金五両宛可被下、尤馬扶持馬雑用も只今迄之通可被下旨、江戸勤番之節ハ御扶持方夫金ハ全知之通可被下旨、(以下略)

とし、享保十八年のときと同様に石高が三百石に満たなくなった者については、役馬所持義務の免除あるいは馬扶持の支給を認めた。

しかし、藩財政の悪化は止まらず、馬扶持の支給自体も困難となったようで、翌宝暦八年十一月二十六日条に「厳密之御省略」の記事があり、馬扶持も削減されることとなった。

同日条によると、当初案では猪苗代在番の士以外については、知行借上後の残高が百五十石以下の士(二三〇人)に対しては馬扶持としての「馬大豆」を渡さないこととし、これにより年間の削減量は大豆千六百拾八石二斗(価格を米換算すると千八百式拾五俵壹斗)になるとしていたが、藩主の叔父で後見役を務めていた松平容章の決断により二百五十石以下の者全てに対して馬扶持を止めることとした。ただし、現に役馬を所持している者については、急に扶持を打ち切ると「馬の片付け」にも差し支えることからこれまでの支給の半分を翌年二月まで行うとしている。

この記事からは、元禄九年(一六九六)に三百石未満の士に対する役馬所持義務を免除したにも関わらず一〇〇人を超える者が役馬を所持していたこと、それに対する扶持が財政負担になり得る程度のものであったことが分かる。ちなみに、単純計算すると、一人が一疋の馬を所有していたと仮定して、一疋につき一日三升四合の大豆が給されており、これは前出の慶安二年十二月十三日条にある「一日二升五合」を上回っている(馬扶持を増加させたという記事は見

当たらなかった。

宝暦八年（一七五八）の馬扶持不支給の方針は七年後の明和二年（一七六五）には撤回された。同年六月二十五日条「式百五十石以下之者江、馬扶持壹ヶ年拾俵つ、被下」では、家中の馬が減り、子弟の（乗馬）稽古もできなくなったので、藩の財政回復も受けて二百五十石以下の役馬を所持する士には一年につき一〇俵の馬扶持を下付するとした。⁽⁴⁶⁾

また、借知後の残りの知行高が三百石未満の士が勤番のために役馬を所持する場合は「馬建金」を渡していたが、明和七年二月二十九日条においては、この馬建金を廃止し、知行高三百石未満の士が勤番で乗馬を要する場合は藩から馬を貸す（御貸馬）こととした（飼料も藩当局が支給）⁽⁴⁷⁾。

もつとも、この措置は、既に役馬を所持していた士にとつては馬の片付け（転売）の支障となるほか、貸馬にしてもその取扱いにも気を遣わなければならぬという不満があることを理由に、早くも二年後の安永元年（一七七二）九月十一日条に、馬建金の支給制度の復活の記載がある。ただし、従前五両支給していたものが「時節柄」ということで三両に減額されている。⁽⁴⁸⁾

なお、馬扶持は明和二年に復活の後、安永元年四月にまた取り止められたが、安永四年九月二十八日条において、

御家中馬扶持先達而一統被相止候処、馬術稽古甚差支候形相聞候二付、此節至極差支之節二候共、残知三百石二不滿者并猪苗代士共二馬建候者へハ、定之通馬扶持被下、全知式百五十拾石以下へハ、此節之儀故全之被下かたく候二付、一ヶ月壹俵つ、馬扶持被下候間、望之者之馬建候様可致、尤馬扶持之儀只今迄馬建候者ハ当時々被下、新二建候者へ者来二月中分被下之旨被仰出⁽⁴⁹⁾

と、再度、復活している。なお、三百石未満の士と猪苗代の士については定めのとおり復活としたが、うち百五十石以下の士については完全復活ではなく

年一二俵の馬扶持としている。また、新規に役馬を所持する士については翌年二月からの支給としている。

このように、家臣団の役馬所持に対する扶助制度を復活させたことを受けてか、復活から四年後の安永八年に「自身乗御覽」が実施されることとなった。

安永八年八月二十三日条によると

諸士自身乗於御厩追々御覽可被成、就而ハ馬二寄調子減候次第も有之候間、遅道何辺早乗何辺杯と申儀不定、馬之落合候調子迄乗定、乗込二而宜由被仰出、今日分追々御覽被成候⁽⁵⁰⁾

と特に様式を定めないで藩主が何日かに分けて藩士の乗馬技能を査閲することとしている。

しかし、財政事情の悪化は止まらなかったようで、天明元年（一七八一）閏五月において「厳密之御省略」として馬扶持を全面廃止し（ただし、馬が片付くまでは半分を支給）、例外的に借上後の石高が三百石に満たない者が勤番のために役馬を所持するための「馬建金」は廃止しないとされた。⁽⁵¹⁾

しかしその後、天明の大飢饉の時期に当たる天明二年三月二十六日条にある「諸向御省略」においては、「江戸勤番并常詰共二馬建金一統被相止、御貸馬二而可然」と、馬建金制度も停止することとし、馬を持ってない士には貸馬で対応するとしている。馬については、御馬・貸馬併せて江戸、会津にそれぞれ五七、八疋いるとされており、藩所有の馬によって役務は何とか実施できると判断されたようである。⁽⁵²⁾

四 田中玄宰の改革による馬扶持の復活（天明三年～文化三年）

以上のようにめまぐるしく変更がなされていた会津藩の馬扶持支給制度は、『家世実紀』を見る限り、田中玄宰^{はるなか}の家老就任・藩政改革をもって安定した方

向に進んだようである。田中玄宰は、天明元年（一七八二）から同四年八月まで家老職にあったが病氣のため一旦家老を辞し、同五年十二月から家老職に復帰し、農民・農村体制の再編、殖産興業、軍政改革を実施した。田中玄宰は、文化五年（一八〇八）に没するまで藩政を主導していた。⁵⁴

田中玄宰が一時、家老職を退いていた天明四年九月二日条には、

御家中馬扶持四年以前分一統被相止候処、馬術稽古甚差支候形ニ相聞候ニ付、全知四百五拾石以下卑之者共まで、老年拾俵宛被下候間、望之者者馬建候様

とあり、全知行が四百五十石以下の士には年一〇俵の馬扶持が復活した（猪苗代の士と町奉行は年一二俵）⁵⁵。

そして、田中玄宰再登板直前の天明五年八月一日条においては、「是迄高知之者へ馬扶持補被下候処被相止、五百五拾石ハ八俵宛、四百五拾石以下者は迄之通馬扶持被下」と、高知行の藩士への馬扶持を止める替わりに五百五十石以下の士には馬扶持を一定程度渡すとした。

さらに、田中玄宰が家老職に復帰して本格的に改革が行われた天明七年正月二十一日条には「御家中馬扶持渡被増」として以下の記事がある。

御家中御借知残三百石ニ不満者へ被相渡候馬扶持、天明元年一統被相止、同三年凶作ニ付歩渡ニ相成候故、全知五百石以上之者へ、大豆八俵つ、増渡被成下候、同四年全知四百五拾石以下へ、馬扶持一年大豆拾俵宛、望之者へハ被下候旨被仰出候処、渡高不足ニ付、馬建度者も見合置候歟ニ而、馬術稽古差支候形相聞候ニ付、五百石以上へ大豆拾俵、四百五拾石以下へ同拾式俵渡りニ被増候ハ、馬建候者も相増、差支有之間敷と御家老共致評議、出方之儀、奉行共へ相尋候得は、此節八俵渡七人、拾俵渡五拾壱人有之、此者共へ大豆渡六百六拾六俵二候、此上式俵つ、被増候得者百拾六俵程之事ニ而、尤馬数増候而も此上惣高百疋と差積、大豆六百式拾俵程

増と相見候、御内証御難渡之節、渡方六ヶ敷候得とも、御家中馬増候儀ニ候間、如何様にも考量相尽、大豆備取計可致由、元々方分申出候由申儀ニ付、御時節柄ニハ候へ共、格別之訳を以評議之通、馬扶持渡大豆高被増可然旨及言上候処、其通被増被下之旨被仰出候間、五百石以上老年拾俵、四百五拾石以下同拾式俵渡ニ被成下候旨、一統へ申渡之、⁵⁷

すなわち、五百石以上には年一〇俵、四百五十石以下は年一二俵の大豆を役馬所有者に扶持として与えることとしている。

なお、会津藩は、天明八年一月二十九日より軍制を河陽流からより鉄砲を重視した長沼流に変更して軍制を強化しており、馬扶持復活・馬術の奨励はこうした軍制強化の一環とも捉えられよう。⁵⁸

そして、同年六月には、「御家中之馬術執行微々」という判断から、桜馬場での馬術稽古のために貸馬数を増やすという措置も実施し、さらには、寛政二年（一七九〇）からは外様の新番組以上の士について、寛政四年からは近習の芸者以上の士（いずれも会津藩の藩士の階層としては第四位）についても役馬を建てる者については馬扶持を給付するとしており、会津藩においては、役馬所持の拡充に一気に舵を切っている。⁶¹

『家世実紀』は文化三年（一八〇六）までで終わっているが、会津藩は、文化五年に北方防備のため幕命で樺太に出兵し、さらに文化七年から文政十年（一八二〇）にかけてと弘化四年（一八四七）から安政六年（一八五九）にかけて江戸湾防備に従事するなど、軍事的負担が高められている。こうした負担に対応する態勢整備は、この田中玄宰の改革による軍備強化が端緒だったと思われる。その意義は大きかった。

おわりに

会津藩は、藩成立の経緯から家臣団が寄せ集めだったため、成立当初から士分の乗馬技能の把握に勤めるといった、盛岡藩等には見られない状況が生じていた。また、地方知行制を取っていないこともあってか、役馬の飼料の確保が不可欠となり、役馬所持者に馬扶持を与えるという補助政策を導入していた。会津藩においては元禄九年に役馬所持義務のある士の知行高を二百石以上から三百石以上へと引き上げるが、これによる役馬所持義務者の減少にも関わらず、幕府軍役に対応した騎馬の士の確保が可能と考えられたのは、三百石未満の士の役馬所持に対しては馬扶持の支給による支援があったことが背景にあらう。

しかし、馬扶持の支給についても享保期以降の藩財政の悪化あるいは飢饉によって度々制度の廃止・縮小が図られることとなる。ただ、藩の財政状況が好転すると馬扶持の支給はその都度、復活された。藩当局が、享保期に人馬の減少を求めた藩士に対し、お供の減員は認めても馬を略することを認めなかった事例が見られたが、一定数以上の騎馬の士の維持、それを支えるための役馬所持者への支援は藩として守るべき重要な施策だったことが改めて確認できる。

こうした藩当局の姿勢から、享保期から天明期にかけての何回かの馬扶持の縮小、廃止、復活を経て天明期より田中玄宰が藩政を主導するようになると、軍制改革とも相まって、馬扶持の支給による騎馬の士の役馬所持の推進策が講じられていくこととなる。役馬の維持と騎馬の士の馬術の技量の確保は、藩の軍制上も不可欠だったのである。

以上、『家世実紀』に基づき会津藩の騎馬の士確保施策について概観した。今後は、既に行った盛岡藩の役馬所持制度の分析結果とも併せて、他の藩における騎馬の士確保施策の分析を引き続き行い、江戸時代の軍制における騎馬の士

確保の意義について考察を深めていくこととしたい。

註

- (1) 『武家要記』軍役事『大日本史料 第十二編之十八』（東京帝国大学、一九一七年）一三二頁。
- (2) 大猷院殿御実紀卷二十二寛永十年二月十六日条（『徳川実紀 第二編』（吉川弘文館、二〇〇七年）。なお、同規定に続けて「これは上洛并日光山御参の時の制なり、軍陣には一倍増して賜はるべし」との註が付く。
- (3) 久保田正志「騎馬の士の確保施策としての役馬改制度の実態―盛岡藩の例を中心に―」（『法政史論』四十一号 二〇一五年）を参照。
- (4) 荒島智子「岡山藩における家臣の馬所持と馬扶持」（『岡山地方史研究』一五号 二〇〇八年九月）
- (5) 『会津藩家世実紀』は、幼少にして家督を継いだ七代藩主松平容衆かたひろ容衆に旧事を知らしめるために、寛永八年から文化三年に至るまでの出来事を編纂して文化十二年に完成させたという会津藩の正史である。また、多くの史料を戊辰戦争で失った会津藩においては、藩政全般を知りうる唯一の史料ともされる（豊田武編『会津藩家世実紀 一』（吉川弘文館、一九七五年）六頁以下参照）。
- (6) 『会津若松史第2巻 築かれた会津』（会津若松市、一九六五年）二四七頁。
- (7) 『福島県史第2巻 通史編2 近世1』（同県、一九七一年）五八一、五八二頁。
- (8) 家世実紀卷之二十五『会津藩家世実紀 二』（吉川弘文館、一九七六年）一六九頁。

なお、慶安四年軍役については、二百五十石以上について一騎仕立てを求めたとの指摘がある（『会津 若松史第2巻 築かれた会津』（会津若松

市、一九六五年）二五五頁。

八二頁。

(9) 江戸詰に際しては、原則、三百石以上の士が馬を建てていた。正保二年（一六四五）閏五月四日条に「乗馬組付江戸勤番之節、二百五拾石之組付相加可罷登旨被仰出」とあり（家世実紀卷之五『会津藩家世実紀 一』一八七頁）、その内容は、「江戸詰に際して十騎乗馬を従えるが、三百石以上の者だけでなく、二百五十石以上の者も二、三人その供に加えよ」とのこと、江戸への参勤に際して三百石以上の士に馬を建てる義務があったことが分かる。なお、二百五十石以下の士については、江戸詰めの間、馬扶持を与えるとしている。

(10) 家世実紀卷之二十六『会津藩家世実紀 二』二二二頁。

(11) 家中の騎馬は、千五百石から二千九百石までが一騎、三千石から三千九百石までが二騎、四千石から四千九百石までが三騎となっている（家世実紀 卷之二十二『会津藩家世実紀 二』五四頁）。

(12) 家世実紀卷之二十五『会津藩家世実紀 二』一六九頁。

(13) 家世実紀卷之九『会津藩家世実紀 一』三三八頁。なお、豊後岡藩中川家において、藩主が出した慶安五年八月吉日付の「中川久盛諸渡方覚」に次の一条がある。

一高百石分百九拾石迄馬所持仕候者二日ニ、大豆式升宛夏冬共二渡し可申候、但式百石分上者渡し申間敷候事

知行高が少ない士に馬扶持を支給する施策が他藩にも見られたこと、支給される大豆は一日二升程度だったことが分かる（神戸大学文学部日本史研究室『中川家文書』（臨川書店、一九八七年）二七七頁（第二二九文書））。

(14) 国史大系編修会編「律・令義解」（『新訂増補国史大系』二二一（吉川弘文館、一九六六年）二七一頁）。

(15) 参謀本部編『日本戦史 朝鮮役』（村田書店、一九七七年覆刻）附記第二

(16) 家世実紀卷之五『会津藩家世実紀 一』七七頁。

(17) 保科正之期の会津藩では軍事的編成である「侍組」は八組あった（『会津若松史第2巻 築かれた会津』二五四頁）。

(18) 家世実紀卷之九『会津藩家世実紀 一』三一六頁。

(19) 同右三三七頁。

(20) 家世実紀卷之五十『会津藩家世実紀 三』（吉川弘文館、一九七七年）二九二頁。

(21) 享保十六年（一七三二）まで在位。なお、元禄九年（一六九六）に松平姓となる。

(22) 『会津藩家世実紀 五』（吉川弘文館、一九七九年）四二頁。なお、延宝

二年三月二十五日条に「物頭・町奉行・使番、知行三百石二たらさる者ハ向後為役料三百石之都合ニ可被下之、三百石ニ不満者といふとも、其人柄ニ随ひ其役々被仰付、三百石之都合可被下旨」との記載があり（家世実紀 卷之四十三『会津藩家世実紀 三』九二頁）、三百石が「役付」においても重要なメルクマールだったことが分かる。三百石以上の役馬所持義務は役務の遂行の観点も含めての決定ではなかったかと推測できる。

(23) 家世実紀卷之七十『会津藩家世実紀 四』（吉川弘文館、一九七八年）三四九頁。

(24) 盛岡藩の家老席日記である『雑書』元禄十五年九月朔日条には、

一御役馬従前々百石以上持来之処、元禄八年之凶年より御用捨被遊、三百石以上所持仕候、愈如其可致所用事右之通凶作付て今度被仰出之間、急度可相守者也

とあり、盛岡藩では元禄八年以降、役馬所持義務が従来の百石以上の士分から三百石以上の士分に改められていた（『雑書 第七巻』（熊谷印刷出版

部、一九九三年）九七六頁。

(25) 家世実紀卷之六十九『会津藩家世実紀 四』三三〇頁。

(26) 家世実紀卷之八十八『会津藩家世実紀 五』三七六頁。

(27) 馬喰的な商行為を士分が行うことは他藩でも見られたようである。新発田藩溝口家において正徳四年（一七一四）九月に出した「軍用武芸覚」の四
条目には、

一 御知行被下候者不如意にて余事は減少仕とも馬之儀第一心懸へし高
知之もの馬数たて候儀勝手次第乍然売買手廻しの様に致なし候てハ
非本意心を付へき事

とあって（新発田藩法令史覚書五一文書『新発田市史資料第三卷 新発田藩史料（3）』（同市、一九六六年）三二三頁書）、高知（知行高の多い者が軍役規定以上の馬を保有して 売買がましいことを行うことを注意している）。

また、参勤交代に際して江戸まで乗った馬を売り払っていた士分がいたことは、盛岡藩南部家の以下の布達からも窺われる。

一、貞享五年（一六八八）二月廿三日、被仰渡

（四項目略）

一、江戸御供ニ登候者ハ勝手次第馬払候而、下之時分早速求可申候事、
右之通被仰出申渡之、

（寛文五年より貞享五年迄被仰出之類）（南部町 杉沢岩蔵氏蔵）『青

森県史資料編近世4』（同県、二〇〇三年）三九頁

こうした例から見ると、各藩の士分の一部においては馬（役馬）の売買により利鞘を稼ぐ行為が見られたことが分かる。

会津藩においても貞享二年（一六八五）八月五日に二代藩主正経より「御家中之侍共馬口旁之風俗ニ成」との懸念から会津の馬市を止めるように

との指示が出ている（家世実紀卷之六十六『会津藩家世実紀 四』一八〇頁）。

(28) 家世実紀卷之九十『会津藩家世実紀 五』五二三頁。

(29) 家世実紀卷之九十二『会津藩家世実紀 五』五二四頁。

(30) 家世実紀卷之九十九『会津藩家世実紀 六』（吉川弘文館、一九八〇年）一〇六頁。

(31) 同右 一二四頁。

(32) 家世実紀卷之百八『会津藩家世実紀 六』四四四頁。

(33) 家世実紀卷之百二十『会津藩家世実紀 七』（吉川弘文館、一九八一年）一六二頁。

(34) 新発田藩溝口家において正徳六年四月九日に出された「軍用武芸覚」の一節には、「二歳駒は役馬といふへからさる事」という文言がある（『新発田市史資料第三卷 新発田藩史料（3）』（同市、一九六六年）三二三頁 新発田藩法令史覚書五一文書）。おそらく、二歳駒は若すぎて役馬として不十分であるというのが当時の認識だったのであろう。

(35) 家世実紀卷之百『会津藩家世実紀 六』一四五頁。

(36) もっとも、駕籠の使用の原則禁止については、武威の面だけではなく経費の面も考える必要がある。享保五年三月五日条の仰出の一節には、

近來江戸上下之節病氣ニ事寄セ、簾ニ乗候者有之様相聞候、内証致困窮不相成義ニ候間、煩之外ハ簾可致無用候、

とあり、簾（駕籠）に乗るのは「内証困窮」においては相応しくなく、すなわち武威よりコストの面において問題があると指摘している（家世実紀卷之 百八『会津藩家世実紀 六』四四四頁）。

他藩の例として、宇和島藩伊達家が元禄十年十二月二十八日に発出した「御家中江可被申聞覚」（内容は検約令）の一条には

一、吉田辺へ御使者之義、老中御番頭迄ハ格別、其外ハ可為馬上、駕無用候。但痛有之、馬上不叶面々、自分ニ而駕用候分ハ勝手次第事

という記載がある(近代史文庫宇和島研究会編『宇和島藩庁伊達家史料七 記録書抜 伊達家御歴代事記』(同会、一九八一年)七二頁)。

すなわち、宇和島藩では家中の上層以外の者の駕籠での支藩吉田藩への往来を禁じ、乗馬によることを求めているが、その理由は駕籠の使用には公費の支出を要するからで、自弁での駕籠の使用は禁じていない。会津藩の正徳二年の禁令の裏に公費支出の問題があり得たことも念頭に置く必要がある。

(37) 家世実紀卷之百五『会津藩家世実紀 六』三六八頁。

(38) 家世実紀卷之百十三『会津藩家世実紀 六』六一五頁。

(39) 家世実紀卷之百三十七『会津藩家世実紀 八』(吉川弘文館、一九八二年)一五七頁。

(40) 家世実紀卷之百二十三『会津藩家世実紀 七』二六五頁。

(41) 家世実紀卷之百三十『会津藩家世実紀 七』五四〇頁以下。

(42) (3) に同じ。

(43) なお、寛保三年(一七四三)四月十二日条にある浜崎村における「式歳駒糶^糶被相止」では、二歳駒を競り売りに付するようにしたところ、価格が高騰して諸士が馬を買えなくなったため、公定価格での販売に戻す要求があり、その要求を受けて「御家中之諸士馬所持仕候儀者、武備之専要二候」として、競り売りの中止を決めた事例があり(家世実紀卷之百四十六『会津藩家世実紀 八』四三九頁)、家臣が役馬を所持することの重要性は、役馬所持義務の緩和後も依然強調されていた。

(44) 家世実紀卷之百七十四 宝曆七年七月二十一日条『会津藩家世実紀 十』

(吉川弘文館、一九八四年)一五二頁。

(45) 家世実紀卷之百七十五『会津藩家世実紀 十』二〇八頁。

(46) 家世実紀卷之百八十四『会津藩家世実紀 十』五六八頁。なお、家世実紀卷之百八十七明和二年八月条で山形城での御城御用米詰め替えの記事で大豆の俵は三斗六升入りとしており(『会津藩家世実紀 十』五九二頁)、この俵での給付だと一日約一升の大豆給付となる。

(47) 家世実紀卷之百九十八『会津藩家世実紀 十一』(吉川弘文館、一九八五年)三三三頁。ちなみに、明和六年における会津藩の家臣構成は、三百石以上が一六四人、二百五十石が三二人で(家世実紀卷之百九十七『会津藩家世実紀 十一』三〇六頁)、三百石以上の士は元禄十六年より八人減り、三百石未満の士の騎馬を確保しないと軍役が満たせない状況には変化はない。

(48) 家世実紀卷之二百『会津藩家世実紀 十一』四一〇頁。

(49) 家世実紀卷之二百十『会津藩家世実紀 十二』(吉川弘文館、一九八六年)六四頁。

(50) 家世実紀卷之二百『会津藩家世実紀 十二』五八六頁。

(51) 家世実紀卷之二百十三『会津藩家世実紀 十二』一七二頁。

(52) 家世実紀卷之二百十五『会津藩家世実紀 十二』二三九頁。なお、馬扶持廃止問題の背景には、藩士一部に藩からの馬扶持で若い駒を飼い、これがある程度育てて転売するという意味、公金を原資にした「馬ビジネス」が行われていて(元禄九年十一月に既に指摘有り)、馬扶持制度の本来の趣旨が歪められているという意識もあつたと思われる。天明元年(一七八一)八月七日条にある番頭生駒内藏助が当局に出した意見書中の

馬を建置候者も多くハ馬口郎気配ニ而二歳駒計差置、武用ニ相立候所存一向無之候、然故猪苗代迄時付之早乗相成候馬、御家中諸士之馬ニ多分無之候

との一節は、そうした状況を指摘したものであろう（家世実紀巻之二百十六『会津藩家世実紀 十二』（吉川弘文館、一九八六年）一六四頁）。

(53) 家世実紀巻之二百十七『会津藩家世実紀 十二』三〇〇頁。なお、家政実紀安永二年四月二十三日条（巻之二百）では、藩の儉約策として会津・江戸での馬の合計を八一疋、うち貸馬用を二〇疋としていた（『会津藩家世実紀 十一』三九一頁）。

(54) 野口信一『シリーズ藩物語 会津藩』（現代書館、二〇〇五年）九四頁以下。

(55) 家世実紀巻之二百二十二『会津藩家世実紀 十二』四六九頁。

(56) 家世実紀巻之二百二十三『会津藩家世実紀 十二』五一九頁。

(57) 家世実紀巻之二百二十七『会津藩家世実紀 十二』六〇二頁。

(58) 家世実紀巻之二百三十一『会津藩家世実紀 十三』（吉川弘文館、一九八七年）一二九頁。

(59) 家世実紀巻之二百三十三『会津藩家世実紀 十三』二〇九頁。

(60) 家世実紀巻之二百四十三『会津藩家世実紀 十三』六〇八頁。

(61) 会津藩においては、役馬の維持以外にも寛政元年において武器手入金支給あるいは武具用意之定の布達を行っており、軍備強化に向けた施策を行っている（家世実紀巻之二百三十七、寛永元年十一月二十六日条及び同年十二月二十一日条（『会津藩家世実紀 十三』三七五頁、三七八頁）

(62) 享保十五年十一月二十三日条は、会津藩の物頭が困窮により訴えた際「四百石以下之者共勤番不相当、中三ヶ年二而御用捨被下、近在郷二馬預ケ置、急成義候ハ、孿寄相勤度、勤番之節ハ馬為孿可相勤旨」と馬の所持を城下ではなく近在郷で行うことを提案するが、却下されている（家世実紀巻之二百二十四『会津藩家世実紀 七』三三三頁）。城下町での馬の保持は高コストと考えられ、地方知行から蔵米制への移行は、役馬所持についてはマインナスだったことを推認させる。

【表】松平容貞・容頌期における会津藩の馬扶持支給改定の経緯（『家世実紀』に基づく）

実施（記載） 年 月 日	西 暦	内 容	施策の性格
享保 18.7.9	1733	家中の知行を借り上げ、残知 300 石に満たなくなった士が建馬する場合は馬扶持を支給	○
宝暦 7.7.21	1757	家中の知行を借り上げ、残知 300 石に満たなくなった士が建馬する場合は馬扶持を支給	○
宝暦 8.11.26	1758	知行借り上げ後の残知が 150 石以下の上には馬扶持を不支給	×
明和 2.6.25	1765	250 石以下の者へ馬扶持を 10 俵ずつ支給	○
明和 7.2.29	1770	借り上げ後 300 石以下の上に対する馬建金を廃止（5 両支給していた）	×
安永元. 4	1772	馬扶持の取りやめ	×
安永元. 9.11	1772	馬建金を復活させる（3 両支給）	○
安永 4. 9.28	1775	知行借り上げ後の残知が 300 石以下の上と猪苗代の上には馬扶持を復活。150 石以下の上には馬扶持の支給（年 12 俵）	○
天明元. 閏 5.	1781	馬扶持の全面廃止	×
天明 2.3.26	1782	馬建金の取りやめ	×
天明 4.9.2	1784	借り上げ後 450 石以下の上に対する馬扶持の支給（年 10 俵）	○
天明 5.8.1	1785	450 石以下の上への馬扶持の全面復活。高知の上への馬扶持は取りやめ。550 石の上には年 8 俵支給。	○
天明 7.1.21	1787	500 石以上には馬扶持を年 10 俵、450 石以下には年 12 俵をそれぞれ支給	○

※「施策の性格」において「○」は馬扶持の支給を拡大する方向性、「×」は馬扶持の支給を制限する方向性をそれぞれ示す。